



平成 26 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

刑事告発に関するお知らせ

当社は、平成26年5月29日、2010年に行われた合計3,000万米ドルの社外流出事件について、当社グループにおける当時の担当責任者である元従業員を、詐欺及び業務上横領の各被疑事実に基づき、東京地方検察庁に刑事告発し、受理されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 告発の概要

- (1) 告発人
当社
- (2) 被告発人
当社グループにおける当時の担当責任者
- (3) 告発に係る被疑事実
詐欺（刑法246条1項）
業務上横領（刑法253条）

2. 告発の経緯

当社は、平成24年11月19日付「一部報道に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同年8月、当社子会社アルゼUSA日本支社の元支社長に対し、同氏が在籍期間中に行った500万米ドルの不正支出に係る不法行為に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起し（同事件は現在も係争中です）、当該不正支出に関して業務上横領罪での刑事告訴を検討してまいりました。

また、平成25年6月21日付「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社グループは、フィリピンプロジェクト担当者から適切な報告がなされなかったこと等により、支払の必要性について錯誤に陥ったまま2,500万米ドルもの支払いを行っていたことが明らかになりました。これを受けて、当社は、当時の担当責任者に対する詐欺罪での刑事告訴を検討してまいりました。

さらに、平成26年5月16日付「第二次第三者委員会の調査結果について」にてお知らせしたとおり、同委員会から、本年3月18日に中間報告書の提出を受けております。

それを踏まえて、当社は、平成26年5月29日、東京地方検察庁に、当社グループの当時の担当責任者であった元従業員に係る前記1.(3)記載の各被疑事実につき、刑事告発を行い、受理されました。なお、いずれの被疑事実についても、直接の被害者はアルゼUSAであると考えられるため、当社としては刑事告訴ではなく刑事告発を行うことになりました。

3. 当社の業績に与える影響について

本告発の受理による当社業績への影響はありません。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以上